

きたうら

所發行
田山字大浦北
場役村浦北
人發行
之襄家真
所印刷
社會株式印刷
電話（鉾田）一四八番

男	6.119人
女	6.668人
計	12.787人
世帯数	2.181

1日成人病予防週間、熱管理
 強調運動、国立大学入學
 試験受け付け開始、中小
 企業退職金共済制度普及
 促進月間、議會開設七〇
 周年記念議會政治展示會
 （東京、尾崎記念館）
 2日弥彦祭（新潟、弥彦神社）
 3日節分法隆寺追難會（奈良）
 4日（立春）

8日鈎供養、二十三夜尊
 11日国体冬期大会スキー競技
 12日アメリカ合衆国第十六代
 大統領リンカーン生（一
 八〇九年）
 13日地方公務員法施行一〇周
 年
 15日（旧元旦）一遍上人誕生
 會
 16日全国農村工業副業展（二
 一迄東京丸物百貨店）

23日浩宮徳仁親王ご誕生日
 26日第一観梅（水戸）
 28日春の全国火災予防運動始
 まる

代大統領ワシントン生（
 一七三二年）
 小兒マヒの
 予防接種二月末に
 小兒のマヒの病氣には脳性小

児マヒと脊髄性小児マヒとが
あります。お母さん方のおそ
れている各地で流行している
小児マヒは脊髄性小児の方で
す。これはビールスに依る伝
染病でこの病気に罹つた患者
の糞便より経口的（汚れた手
汚れた食器食品）に感染する
のです。このおそろしい病氣
を予防するために予防接種を
二月末より三回実施しますか
ら該当になる小児と又希望者
はこの予防接種をうけられる
ようお知らせします

予防接種二月末に

小児のマヒの病氣には腦性小

昭和三十六年度出初式は一月二十日、旧津澄中学校庭にて開催された。参拝参拾名の団員意気大いに上り人員機械器具の点検に放水試験に、表彰に、消防の任務遂行に邁進する団員の雄々しい姿を見ることが出来た。

役場前高台より北浦をのぞむ（雪どけの日）

歳末たすけあい運動に際しましては皆様の心からなる御支援と援助をいただきまことにありがたくお礼申し上げます。本運動の結果は年を重ねるごとに成績が上廻わることは各位の思いやりの精神によるもので御同慶に堪えません。寄付金は皆様の意を体し配分委員会に於て慎重審議の結果76世帯 291人に配分致しました。受配者一同明るい正月が迎えられ感謝されました。こゝに深甚なる感謝の意を表し併せて今後とも本運動へ一層の御協力をお願い致します

記	寄附金	72,996円
---	-----	---------

健康優良児童生徒決まる

一月十八日北浦村健康優良児童生徒の銚衡会が北浦村教育委員会主催で北浦中学校に開かれた。

銚衡の結果次の者が健康優良児童生徒と決定した。

三和小六年女 高野君江
北浦中三年男 内野文雄
全 三年生 横瀬民子
右者は行方郡学校保健会よりも表彰されることになっている。

成人病の予防

成人病というのは新しい病気ではなく、脳卒中を主とする高血圧症、がん等を主とする悪性新生物、それに心臓病の三つをいうのである。

病氣は恐れる前にその病氣について十分知ることが病氣にかからない秘訣である、「早期発見、早期治療はなぜ必要なのか」とんな症状がはしめに現れるか」「きまづば時期に健康相談をしなればならない理由は何か」などについて、正しい知識を持つことが予防の根本である。

固定資産
課税台帳の縦覧

三月一日から二十日までの間役場で固定資産課税台帳の閲覧が行われる。

固定資産税の納税義務者は一月一日現在で固定資産課税台帳に登録された所有者である。固定資産とは土地、家屋償却資産をいうが、村はこれらについて一月一日現在で調べ台帳に登録し、この台帳に基づいて課税する。

課税標準は一月一日現在の価格である。村長は三年ごとに全部の土地、家屋を評価す

トポレ会議

昭和36年度 第一回臨時會開
 かる。
 一月二十三日北浦
 村役場で開かれた
 議案は次の通りで
 あり全議案とも満
 場一致で可決され
 た。

一 号議案
 北浦村職員との給
 与に関する条例の
 一部を改正する条
 例について

◎昭和三十五年八
 月国家公務員の給与について
 行つた人事院の改善勧告によ
 り十月一日給与改訂の法律が
 施行されたことにより地方公
 務員もこれに準じて給与改訂
 を行うよう国からの財源処置
 があつたので準則のとうり職
 員給与条例を改正した。

二 号議案
 北浦村持別職の職員で常勤
 の条例の給料及び旅費に関す
 る条例の一部を改正する条例
 について

◎一 号議案と同様の趣旨によ
 り可決された。

三 号議案
 教育長の給与勤務時間及び
 その他勤務条件に関する条例
 の一部を改正する条例

◎一般職員の給与改訂にな
 り次のとうり改正した。

四 号議案

北浦村議会の議員の報酬
 及び費用弁償等に関する条例
 の一部を改正する条例につい
 て

◎一、二、三 号議案と同様の
 趣旨により可決された。

五 号議案
 北浦村特別職の職員で非常
 勤のものとの報酬及び費用弁
 償に関する条例の一部を改正す
 る条例について

◎教育委員、農業委員、監
 査委員、選挙管理委員会、の
 議員等の報酬等前号の議案の趣
 旨により可決された。

六 号議案
 昭和三五年度北浦村歳入
 歳出追加更正予算について

◎給与改訂に伴ふ国よりの
 財源即ち地方交付税を主と
 して総額百参拾万四千円の追
 加が議決された。

七 号議案
 昭和三十五年北浦村国民
 健康保険歳入歳出追加予算に
 ついて

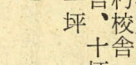
◎前年度よりの繰越金六拾
 五万五千円を財源に主として
 療養費、療養給付費支出への
 追加が議決された。

八 号議案
 茨城県市町村職員退職手当
 組合設立について

◎自治省は市町村における
 退職手当の支給に對してその
 臨時の支出であり対する都度
 財政措置に困難を来すを予想
 し組合の設立を勧奨して来た
 これに對し、県においてもこ

ることになつており昭和三十六年度がこの評価の基準年度となつている。またこの一年間に地目の変換、家屋の新築、政策損壊など特別の事情があつた場合は類似の土地や家屋の価格に比準して評価登録される。したがつて、このような変更のあつた固定資産の持主はぜひとも二十日間の総覧期間中に台帳を閲覧する必要がある。この台帳に不服な点があれば納税者は三月一日から三十日までの間、村の固定資産評価審査委員会に対して審査の請求をすることができ、さらに委員会の下した決定に異議があれば知事に訴願のみにちも開かれてゐる。

長の専決事項について
 八号議案 町職員退職手当組合
 対しての主として規約等の
 議決については長の専決が出
 来るものとした。
 十号議案
 小学校敷地の取得につい
 て
 ◎北浦村立要小学校の校庭
 を拡張するため次の土地を取
 得する議決がなされた。
 北浦村大字小幡字上久保九三
 六番地
 五畝一八歩
 北浦村大字小幡字西の内九三
 九番地
 三畝一六歩
 十一号議案
 村有財産の処分について
 ◎要小学校の校舎移転増築
 に伴つて次の財産を処分する
 議決がなされた。
 旧要小中学校敷地四五一坪
 台帳地目 小林
 2建物
 要小一棟の一部四教室
 八五、五坪 老朽校舎
 要小附属建物けい舎、十坪
 旧要小便所一棟十一坪



節分の二字はセツブンでなくセチブンと読むのが正しく、またセチブともよまれることがありますが、こまにちではセツブンというよみ方が通用しています。

もとも節分という時は、氣候が立春または立夏、立秋または立冬にうつる時の称ですが、いつのころからか、節分といえどもつばら春のそれというようになりました。昔は旧暦であつた関係から、節分は多く十二月にあり、また一月にもありましたから、年内節分などの言葉がありました。古歌に

一年の内に春は来にけり
一とせを去年とは言はむ
今年とやいはむ

とありますのはすなわち年内立春のことをよんだものです。いまではほとんど例年二月三日（正しくは夜）この日に当たります。

節分は、ことに春の節分は行事的にも相当おもしろく用いられますが雑節の一つであります。節は一年のうちに二十四あります。つまり気候の移りかわりを二十四段に分けて、おまな区切りとしたものを節といい、立春（旧正月の節）の前日を節の分かれ目、すなわち節分というのです。

三冬ここにつきて、いよいよ明日から初春の節に入るといいうて、節分のことを年越ともいい、たとえば同じ厄年でも節分の前と後とは慶用の用いを異にしたりますのです。

新入学児童をもつ 家庭の生活指導

どんなしつけをしておいたらいかがい四月の入学をひかえて、新入学児童をもつ家庭ではいろいろ準備をされたことでもし心配をされてい、入学のことができて、どのぐらいのことが、一応の標準を列挙してみよう。

◆ 服をきたり、ぬいたり、便所へひとりで行つて用がたせる

◆ 女の子は、ひとりで髪がとかせる

◆ くつのひもがむすべる

◆ たのまれた簡単な買物ができる

◆ 顔や手足を洗つて、ふくことができる

◆ はなをかむことができる

◆ 三十ぐらいまでひとつづつとかぞえることができる

◆ 自分の名が読めて書ける

◆ 絵本をたのしく見たり、読んだりする

◆ 二つのものをくらべて、簡単な説明ができる

◆ おきる、ねる、食事などある程度時間的な生活ができる

◆ 友だちとなかよく遊べる

◆ 時にはけんかをする(けんかすることはできる)

◆ ハイと返事ができる「おはよう」「さようなら」「おやすみ」などあいさつができる

◆ ハサミなど道具が使える

過労におちいりやすいし、しかも希望がじゆうぶんにとげられない場合などもあるから、親の方でもよく気をつけ、いらいでもしつかつたり、過重な期待や負担をかけないようしたい

◆ 高等学校

◆ 年令が進み、理性や自制力がかなりつゝいてくるから家庭でもこの点を助長して、自律性を高めること、家庭をはなれて、仲間同志で行動することが多くなるが、経験や判断にはどうしても狭さや片寄りがあるから、いつも動静を見守り、話し合いながら助言することを忘れてはならない。

◆ 「どうして」とか「いつ」とかいろいろ質問することができ(ききたがらる)

このような点から、子どもをよくみて気長に導いてくさいいろいろな経験を多く与えたい

◆ 幼稚園などにかよつていても、案外、実際に見たりもさわつたりしていることは少ないものです、できる限り外へいっしょに出かけて見聞させたり、経験させたて見たいものです。お店の観見学とか、動物や植物の観察、山遊びなどの面をもつとさせたいと思います。

からだの状態をよくしたしかめるからだの状態はどうでしょう、か、むし、トラホーム、皮膚病、寄生虫など診断を受けてなおす必要のあるものはなるべく早く治療しておきたいものです

性格のもとを作りあげるいちばん大事なこと

四才のころから小学校四年生ぐらいまでの間に、その人の性格のもとができるといわれています

人生にとつて、今がいちばん大切なときだといえましよう、まず第一に、子どもをよくしようと思つて、口をよましくしたり、ごことやましくしうことをやめましよう。そして次の二つのことだけをねらいにして、子どもを導くようにして、ごらんをさい

(1) 思いやりの感情をやしなう

母親や兄妹などに対する思いやりは、その時期には育ちません、それは利害が相反することが多いからで、そこで、犬や猫をかわいがること、学校や遊び友だちのことを中心に相手のことを考える心を育てていさしよう。

(2) うそをつかないこと、自分をいつわらない心を育てる

子どもは叱られることからうそをつくといわれますまた、うその習慣がつくと、なおりにくく、不明朗な子になります

この二つのことを中心によく子供のようすを見てやるのが大切です